

平成21年第1回邑楽町議会臨時会議事日程第2号

平成21年5月22日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第30号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第31号 邑楽町職員の期末手当、勤勉手当の特例に関する条例
- 第 6 議案第32号 邑楽町議会の議員の期末手当の特例に関する条例
- 第 7 議案第33号 邑楽町長、副町長、教育長等の期末手当の特例に関する条例

追加議事日程

- 第 1 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 第 2 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 第 3 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 第 4 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
- 第 5 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第 6 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○出席議員（14名）

1番	田部井 健二	議員	2番	黒川 洋子	議員
3番	小沢 泰治	議員	5番	山田 晶子	議員
6番	岩崎 律夫	議員	7番	加藤 和久	議員
9番	小島 幸典	議員	10番	立沢 稔夫	議員
11番	小倉 修	議員	12番	横山 英雄	議員
13番	本間 恵治	議員	14番	細谷 博之	議員
15番	相場 一夫	議員	16番	石井 悦雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子 正一	町長
川田 定昭	教育長
堀井 隆	総務課長
小島 哲幸	税務課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田口 茂雄	事務局長
田部井 春彦	書記

◎開議の宣告

○相場一夫議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○相場一夫議長 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成21年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

なお、詳細につきましては税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 小島税務課長。

[小島哲幸税務課長登壇]

○小島哲幸税務課長 承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付されている議案書のほうをごらんいただきたいと思います。ちょうど6ページ目からなるかなというふうに思います。お開きいただけただけでしょうか。邑楽町税条例の一部を改正する条例。第1条、邑楽町税条例（昭和35年邑楽町条例第8号）の一部を次のように改正する。まず、第34条の7の改正につきましては、規定の整備でございます。

続きまして、第36条の2の改正につきましては、5号の5の2の様式を新たに加える改正でございます。

次に、第38条の改正につきましては、第47条の2第2項が削除されることに伴う規定の整備でございます。

続きまして、第47条の2の改正につきましては、公的年金等の特別徴収の運用方法の見直しによる規定の整備でございます。

次に、第47条の3、それから次条の47条の5の改正につきましては、47条の2第2項が削除され

ることに伴う規定の整備でございます。

このページの一番最後になるかと思えます。第54条の改正につきましては、地方税法施行規則の改正に伴う項ずれの整備でございます。

次ページへお進みいただきたいと思えます。第56条の改正につきましては、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産税につきましては非課税という規定がございます。この非課税対象の拡大を行うものでございます。

続きまして、第58条の次に次の1条を加える。いわゆる第58条の2の部分でございます。これにつきましては、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置が創設されたことに伴うものです。非課税の申告手続についての規定の整備でございます。

次ページへお進みいただきたいと思えます。第59条の改正でございます。これにつきましては、今申し上げました第58条の2が加わることに伴う規定の整備でございます。

第93条、それから次の附則第8条の改正につきましてはそれぞれ規定の整備でございます。

次に、附則10条の改正につきましては、地方税法附則第39条が削除されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、附則10条の2の改正につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、それらの対象に政府の補助を受けて整備した高齢者向け優良賃貸住宅が追加されることに伴う規定の整備と、地方税法施行規則の改正に伴う項ずれ等の整備でございます。

次に、附則10条の3を削るでございます。この部分につきましては、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例に係る規定が削除されたことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、附則11条の改正につきましては、地方税法附則17条の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則11条の2の改正につきましては、土地の価格に係る下落修正措置の継続に伴う規定の整備でございます。

次のページへお進みいただきたいと思えます。附則第12条の改正でございます。この部分につきましては、固定資産税の3年に1度の評価替えの基準年度に当たることから、税負担の調整措置を継続するための規定の整備でございます。

続きまして、附則12条の2の改正につきましては、用途変更宅地等のみなし方式の規定でございます。この部分は、元来12条の3に整備されていた部分を今回の改正で12条の2として新たに設けて、12条の3を削るという内容でございます。

次に、附則13条の改正につきましては、先ほど申し上げました固定資産税の評価替えに伴う税負担の負担調整の部分ですが、これは農地に係る部分の規定でございます。

附則13条の3は削除でございます。

次に、附則15条の2の改正につきましては、特別土地保有税の課税の特例を定めてある部分で

ございます。同じように3年に1度の評価替えに伴う規定の整備でございます。

次に、附則16条、それからその次、附則17条の部分につきましては、寄附金税額控除対象限度額に係る規定の整備でございます。

このページの最後になると思います。附則17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成のための土地の長期譲渡所得に係る課税の特例が期間が延長されるという内容でございます。

次ページへお進みいただきたいと思います。附則第18条、それから次の附則第19条、次の附則20条の2、その次の附則20条の4、これの改正につきましては寄附金税額控除対象限度額に係る規定の整備でございます。

次に、第2条、邑楽町税条例の一部を改正する条例（平成20年邑楽町条例第27号）の一部を次のように改正する。昨年度改正をいたしました邑楽町税条例の附則の一部を改正しようとするものでございます。

まず、附則第1条の改正につきましては、第2条の第11項並びに第13項が削除されることに伴う項ずれの規定の整備でございます。

次のページへお進みいただきたいと思います。2行目に附則第2条という部分がございます。これにつきましては、特定地域雇用等促進法人への寄附金を控除対象とする第34条の7、いわゆる寄附金税額控除の経過措置等についての規定の整備並びに株式等の配当所得等の軽減税率の適用期間の延長などの規定の整備、それから先ほど申し上げました第2条第11項並びに第13項が削除されることに伴う規定の整備でございます。

次のページで附則でございます。施行期日、第1条、この条例は平成21年4月1日から施行する。

固定資産税に関する経過措置、第2条でございます。別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。

2項といたしまして、新条例附則10条の2第3項、この規定は高齢者優良賃貸住宅の減額措置について政府の補助を受けて実施するものを追加する部分でございます。これにつきましては、平成21年4月1日以後に新築された同項に規定する貸し家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の邑楽町税条例附則第10条の2第3項に規定する貸し家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○相場一夫議長 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部が改正され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

本間議員。

〔13番 本間恵治議員登壇〕

○13番 本間恵治議員 承認第2号についての賛成の討論をさせていただきます。

邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例ということでの専決処分でございますけれども、邑楽町の市街化区域に対しては平等に税が課されております。しかしながら、鶉の土地区画整理区域におきましては計画が進んでいるところ、中断されているところ、これから行うところ、全部すべて平等な計画税を取っているわけでございます。その区画整理区域の人たちがどんな思いをして完

成を待っているのか。町長は、立候補のときに早くこの実現に向けて行くと地域の人たちに約束をした事実があると思います。

そんな中で平等な都市計画税を取り、これについては目的税でもございます。ましてや行政が携わっての区画整理でございますので、民間ではございません。そういういろんな話を考慮した中で、早期実現に向けての鶉の区画整理をお願いし、平等な都市計画税でこれからも呂楽町の都市計画区域の推進が図られますよう切に要望し、賛成の討論とさせていただきます。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○相場一夫議長 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部が改正され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第30号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第4、議案第30号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第30号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成21年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 小島税務課長。

〔小島哲幸税務課長登壇〕

○小島哲幸税務課長 議案第30号 邑楽町税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書のほうをお開きをいただきたいと思います。今回は後ろから数えて6枚目です。邑楽町税条例の一部を改正する条例。第1条、邑楽町税条例（昭和35年邑楽町条例第8号）の一部を次のように改正する。第54条の改正につきましては、農地法等の改正に伴う規定の整備、いわゆる号ずれの整備でございます。

次に、附則7条の3の改正につきましては、新たに第7条の3の2が加わることによる規定の整備でございます。

次に、第7条の3の2、これは個人住民税の住宅ローン控除の創設に伴う規定の整備でございます。

次のページへお進みいただきたいと思います。真ん中辺になりますか、附則第8条、この改正に

つきましては先ほど申し上げました附則7条の3の2、いわゆる住宅ローン控除が新たに設けられたことに伴う規定の整備でございます。

次の附則第16条の3につきましては、住宅ローン控除が新たに設けられたことに伴う規定の整備と、寄附金税額控除対象限度額に伴う規定の整備でございます。

次に、附則16条の4の改正につきましても住宅ローン控除が新たに設けられたことに伴う規定の整備でございます。

次に、附則17条の改正でございます。これにつきましては、長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴う規定の整備でございます。

次のページへお進みいただきまして、附則17条の2の改正につきましても長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴う規定の整備でございます。

次に、附則18条、その次の附則19条につきましては、附則7条の3の2、いわゆる住宅ローン控除が新たに設けられたことに伴う規定の整備でございます。

次に、附則19条の2の改正につきましては、上位法であります地方税法附則35条の2の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則20条の改正につきましては、同じく地方税法附則第35条の3第15項の改正に伴うところの規定の整備でございます。

次に、附則20条の2の改正につきましては、先物取引に係る雑所得等の課税の特例の見直しに伴うところの規定の整備でございます。

次に、このページの最後になるかと思えます。附則20条の4の改正につきましては、先ほどの住宅ローン控除が新たに設けられたことに伴う規定の整備でございます。

次のページへお進みいただきたいと思えます。第2条の改正としまして、邑楽町税条例の一部を次のように改正する。附則10条の2、この部分の改正につきましては、地方税法施行規則の改正による項ずれの整備でございます。新たに2項としてつけ加わっている部分がございます。この部分につきましては、認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額に係る申告手続等について規定の整備をするものでございます。

附則としまして、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1号としまして、第2条の規定及び附則第3条第1項の規定、これにつきましては平成21年6月4日、これは長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日ということでございます。

次に、第2号でございます。第1条中、ここに列記した内容の改正につきましては、平成22年1月1日から。

第3号としまして、第1条の改正条文中列挙した部分に該当する分につきましては、平成22年4月1日から。

第4号としまして、第1条の改正条文中20条の2第1項の改正規定につきましては、23年1月1日から。

5号としまして、第1条の改正条文中第54条第6項の改正規定につきましては、農地法等の一部を改正する法律の施行日、まだ法律番号が定まっておりません。

町民税に関する経過措置、第2条としまして、第1条の規定による改正後の邑楽町税条例、附則第7条の3第3項、これは住宅ローン控除の部分でございますが、の規定は平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る同項に規定する町民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出につきましては、なお従前の例による。

次のページへお進みいただきたいと思います。固定資産税に関する経過措置でございます。第3条です。第2条の規定の適用による改正後の邑楽町税条例附則10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する、いわゆる長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日ということでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第31号 邑楽町職員の期末手当、勤勉手当の特例に関する条例

○相場一夫議長 日程第5、議案第31号 邑楽町職員の期末手当、勤勉手当の特例に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第31号 邑楽町職員の期末手当、勤勉手当の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、平成21年5月1日付で6月期の国家公務員の期末手当、勤勉手当の一部凍結の勧告を出しました。本町におきましても国家公務員の取り扱いに準じて、邑楽町職員の期末手当、勤勉手当を合わせて100分の215から100分の20を減じ、100分の195といたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 ただいま邑楽町職員の期末手当、勤勉手当等の特例に関する条例ということで町長のほうからお話がありましたけれども、人事院勧告に従ってという意見が強いのだと思いますが、邑楽町の町長として邑楽町の職員の賞与をそれだけ下げるわけですから、それについて町長はどのような考えを持っているのか。それが本当に妥当だと思っているのか。邑楽町の財政からかんがみて意見を聞かせていただきたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 現在の職員の給与、そして期末、勤勉手当等につきましては、過去人事院勧告に基づいて完全に実施をしてきたという経過がありますので、私は当然人事院の勧告そのものは民間との給与格差が生じた場合にそれに応じて勧告をするということになっておりますので、邑楽町における職員の給与等については妥当であると、そのように認識をいたしております。

○相場一夫議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 ただいま邑楽町の町長から、邑楽町の職員の給与についての改正については妥当であるというお話がございました。私は、邑楽町の税収、財政等を考えたときに本当にそれが妥当でそのままの体制で乗り切れるのかどうか不安な部分がございます。それについて、今町長のお話では妥当であるというお話でしたので、私はこの行く末を見守っていきたいと思いますけれども、その言葉を念頭に置いてこれからの財政運営をしっかりとやっていただきたいと思います。

○相場一夫議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 ただいま本間議員の質問の中での人事院の勧告、これは我が町職員、国家公務員とは違って人事院が地方自治体に影響を及ぼすということをよく町長お考えをいただきたいと、そのように思っているわけがございます。人事院の一律ではなくて、全国市町村職員はその給料は全部一律ではございません。その財政状況、公債費比率にしてもみんなそうでございます。財政状況を考えれば、これは人事院は国の関係について、民間企業との関係についていろいろ格差を

なくすという考えかもわかりません。よって、国家公務員には直接適用するわけでございますけれども、役場の職員は準ずると。総務課長、そうですよね。準ずるのです。それで、市町村の企業格差というものはいろいろ全国的にあるわけでございます。それを一遍にうのみにした中で的人事院の勧告をやるというのは、あなたは少し脳がないのではないですか。もうちょっと邑楽町の財政状況等を考えた中で職員の生活給、ボーナス、期末、勤勉手当等真剣に考えなければならない。人事院が国の機関へ出したから、邑楽町も人事院に準ずると、ちょっとおかしいのではないですか。どうですか、町長。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 地方公務員につきましては、議員おっしゃるとおり人事院勧告につきましては国に準ずるものでございます。なお、その場合に地域の実情を踏まえた上での運用をなさいたいという事は言われております。なお、現在の邑楽町ラスパイレス指数と申しますか、国と比較した場合のラスパイレス指数につきましては、平成20年度97.3でございます。

以上です。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 邑楽町職員の期末手当、勤勉手当の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第32号 邑楽町議会の議員の期末手当の特例に関する条例

日程第7 議案第33号 邑楽町長、副町長、教育長等の期末手当の特例に関する条例

○相場一夫議長 日程第6、議案第32号 邑楽町議会の議員の期末手当の特例に関する条例及び日程第7、議案第33号 邑楽町長、副町長、教育長等の期末手当の特例に関する条例を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ただいま一括上程となりました議案第32号 邑楽町議会の議員の期末手当の特例に関する条例、議案第33号 邑楽町長、副町長、教育長等の期末手当の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定いただきました本町職員の期末、勤勉手当に準じまして、議会の議員及び邑楽町長、副町長、教育長の6月期の期末手当を100分の215から100分の20を減じ、100分の195といたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより2案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

石井議員。

○16番 石井悦雄議員 ただいま2案について説明がありましたけれども、私32号について申し上げたいと思います。

ご案内のように、この問題については議員みずからの問題でもございます。先ほどもお話がありましたように、現状の邑楽町、ましてや来年度については税収等の見込みも薄いということもあります。そんなことを勘案した中で、町側の提案でなくて議員みずからがこの問題を考える必要があるということで、もし議長が皆さんの議員の意見を聞く機会をつくっていただければありがたい、そんなふうに思っております。この数字でなくて、議員として議員らしくやっていくのがいいのではないかと、私はそんなふうに思っております。その数字を変えたいと思います。

以上です。

○相場一夫議長 岩崎議員。

○6番 岩崎律夫議員 本件につきましては、職員に準じたものであり、さきの全員協議会の中でも1人の議員以外には異論がなかったところであります。やり方、方法論はあるかと思えますけれども、この件に関しましては私は国の決めている方法で進めることが妥当ではないかという提案をしたいと思えます。

以上でございます。

○相場一夫議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 総務課長に質問をいたします。

過日の議会運営委員会で、今の質問のあれではないですけれども、人事院は町の機関ではないと、人事院の勧告は国の機関だ、町は地方公務員、町の職員は人勧に準ずるといふことなのだと言明を受けたわけでございます。それをよく総務課長、考えていただきたいと。そして、また全協の場所

で私の期末、勤勉手当は下げないでいただきたいと、私はこう申し上げたのです。町長が私の期末、勤勉手当を100分の20ですか、下げると提案を提出してくれたと。その私の給料を下げるのに私がこの議場の本会議の場所で賛成と反対とやるわけでございますけれども、これは先ほどから出ていますように邑楽町の財政状況と将来の財政状況とを考えれば、これはもうちょっと多く下げてもいいのではないかと。議員はですよ。いや、下げる必要ないのではないかと、そういう論じ合った中で議会がみずからこの容易ではない邑楽町の状況だと、もうちょっと下げましょうということで議会提案、議員の皆さんは選挙で選ばれているのです。選挙で選ばれた責任の中でも邑楽町は大変だと、町長も一生懸命やっているのだけれども、財政は大変なのだということであるならばもうちょっと下げたほうがいいのではないかというような話し合いを議会はすべきだと。国の機関が、人事院が勧告したからと、これは私ども地方自治体は皆千差万別差があるのです。国の機関が下げたから邑楽町も下げたほうがよいと。人事院というのは邑楽町の機関ではないでしょう、総務課長。その点をしっかりと説明を願いたいと思います。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 人事院につきましては、国家公務員の勧告を出す機関でございます。なお、県には県人事委員会がありまして、同じような勧告を各県それぞれの事情を調査して出しております。なお、町村につきましてはその人事委員会もございません。そういったことで労働争議権の代替措置として人事院があるわけでございますけれども、市町村においては国に準じて今までやってきたという経過がございます。なお、今回町が提案したという経過につきましては、議員の期末手当の関係でございますけれども、人勧関係の取り扱いにつきましては議会事務局とも相談の上に、今までの慣例に基づいて提出したものであり、ほかに他意があつて特にやったというものではございません。なお、提案権はもちろん議員にもありますので、それと手続的には5月13日の議運並びに総文、5月14日の全協と説明をさせていただいたという経過がございます。

以上です。

○相場一夫議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 総務課長の説明はよくわかりました。わからない方もおられるかなと思ったのですが、自分の議決する議員が執行部局の長に、町長に提出されて自分の食いぶちを決めるのに賛成か反対かと、町民に対する最悪な結果かなと思うのです。選ばれた議員であれば、当然のごとく邑楽町の状況等を把握するのは当たり前のことなのです。私は、町長にまで自分の期末手当を下げていただいて、それで賛成するという事は非常に難しいかなと思うのですが、私はみずから選ばれた議員であれば議決権があるのですから、当然のごとく議員が提出した中で考えていかなければならない問題だと私は思うのですが、総務課長はどう思いますか。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 議案の提案権につきましては、町並びに議員にも両方ございます。なお、県に

おきましては県が提出をしております。近隣におきまして、館林、邑楽管内につきましては大泉を除いて市もしくは町が行っております。大泉については、議員提案でやるか、町提案でやるかということはまだ未定という報告を受けております。

以上です。

○相場一夫議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 ここまで出てくるまでには議会の中では総務委員会等を経てここに提出されたということですので、当然のごとく総務委員長は責任を持った中、考えを持った中でやっていると思われま。わからなかったでは済まないと思うのですが、私はこういったことは当然のごとく議会側から提出された中で考えられると、人事院よりも100分の何%か邑楽町は多い中とか少ない中とか、邑楽町の状況が一番大事だと思うのです。みんな地方地方、市町村ごとに違うのです。それを人事院勧告をうのみにしてやりましょうなんていう議員がいたら、そういう人もまたよろしいかと思えます。

以上で私は質問を終わります。

○相場一夫議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 先ほどの説明がちょっと理解できなかったのかどうかわかりませんが、確かに総務委員会あるいは全協等でもお話ございました。タイミングを失って、その全協のときには申し上げられなかったのですけれども、私は議員としてみずからが下げるべきだと、そう思っております。先ほども話が出ていますけれども、今の邑楽町の経済情勢を考えるならば当然議員が自分の件について決められないようでは困るな、そんなふうにも考えております。町から言われたから、それに従うということは過去においてあったかもしれませんが、でも、この提案を見ますと6月の期末手当ですよ。まだ時間はあります。そういうことを踏まえて、私はもう少し町民から見られて議員は何やっているのだと言われたいようにするには、話し合う時間が必要ではないかな、そんなふうにも思っております。

以上です。

○相場一夫議長 答弁必要ですか。

○16番 石井悦雄議員 この席で町長から提案されているわけですが、町長から提案されるのではなくて、先ほども言ったように議員みずからが襟を正してこの問題に取り組む必要があるということです。それと、答弁ということですが、議長がそこで答弁するというのもどうかと思えますけれども、暫時休憩でもとっていただいて、その辺の旨を議員各位に聞いていただければありがたいな、そんなふうにも思っております。

○相場一夫議長 細谷議員。

○14番 細谷博之議員 石井先輩、また小倉議員からいろいろ質問がありましたけれども、今総務課長の話を聞きますとほかの市でも、町でも町の提案した人事院の案ですか、それを可決したという

か、町の提案として出されたものだというふうに今聞いております。私も全協で一応この前町のほうから説明を受けたときに、小倉議員は下げないでくれ、そういうことでその全協はそういう意見がありましたけれども、ほかの議員は少なくともそのときに反対の意見はなかったと思います。そういうことで別に議会でみずからやる、町が提案したのではまずいのではないか、私はそういうふうに思っていません。町が人事院の勧告したことにに関して、全協のときに反対の人は1人だけだったのです。そういうことを考えれば、私はそれでいいと思っています。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより議案第32号 邑楽町議会の議員の期末手当の特例に関する条例について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 邑楽町議会の議員の期末手当の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 邑楽町長、副町長、教育長等の期末手当の特例に関する条例について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 邑楽町長、副町長、教育長等の期末手当の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前10時59分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を行います。

[午前11時17分 再開]

◎日程の追加

○相場一夫議長 お諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙のほか5件について、急を要するものと認め日程に追加し、それぞれ議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎追加日程第1 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○相場一夫議長 追加日程第1、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 異議がありましたので、選挙の方法は投票により行います。

これより東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○相場一夫議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小倉議員、横山議員、本間議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

[投票用紙配付]

[「この選挙は2名ずつ連名で書くのか」と呼ぶ者あり]

[「1人です」と呼ぶ者あり]

[「1人ですか。議長は充て職だから、ではほかの人を議員を1人書けばいいということね。わかりました」と]

呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○相場一夫議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、16番、石井悦雄議員、最後に議長席、相場一夫議長。

以上でございます。

○相場一夫議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

小倉議員、横山議員、本間議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○相場一夫議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

このうち

有効投票		14票
無効投票		0票
有効投票中	岩崎 律夫議員	9票
	立沢 稔夫議員	3票
	横山 英雄議員	1票
	小沢 泰治議員	1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、岩崎律夫議員が東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○相場一夫議長 ただいま東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました岩崎律夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

岩崎議員からあいさつをお願いします。

○6番 岩崎律夫議員 ただいま東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に選出されました岩崎でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○相場一夫議長 暫時休憩をいたします。

〔午前 11時33分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◎追加日程第2 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○相場一夫議長 追加日程第2、邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。

暫時休憩をします。

〔午後 1時01分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時30分 再開〕

○相場一夫議長 これより邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○相場一夫議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に細谷博之議員、石井悦雄議員、田部井健二議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票を願います。

〔投票用紙配付〕

○相場一夫議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○相場一夫議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、16番、石井悦雄議員、最後に議長席、相場一夫議長。

以上でございます。

○相場一夫議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

細谷博之議員、石井悦雄議員、田部井健二議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○相場一夫議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち

有効投票		14票
無効投票		0票
有効投票中	黒川 洋子議員	5票
	田部井健二議員	5票
	小沢 泰治議員	4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、黒川洋子議員、田部井健二議員、お二人が邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○相場一夫議長 ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました黒川洋子議員、田部井健二議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

当選されました議員からあいさつをお願いします。

最初に、当選人のあいさつをしていただくのが黒川議員であります。お願いします。

○2番 黒川洋子議員 ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員として選出されましたので、お受けいたします黒川洋子です。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 次に、田部井議員、あいさつをお願いします。

○1番 田部井健二議員 ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員に当選をいたしました田部井です。職務を全うするよう一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。

◎追加日程第3 館林地区消防組合議会議員の選挙

○相場一夫議長 追加日程第3、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。

これより館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○相場一夫議長 ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に黒川洋子議員、小沢泰治議員、山田晶子議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

〔投票用紙配付〕

○相場一夫議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○相場一夫議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、16番、石井悦雄議員、最後に議長席、相場一夫議長。

以上でございます。

○相場一夫議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

黒川議員、小沢議員、山田議員に立会人をお願いしてありますので、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○相場一夫議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

このうち

有効投票		14票
無効投票		0票
有効投票中	加藤 和久議員	5票
	立沢 稔夫議員	4票
	小沢 泰治議員	4票
	私、相場	1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、加藤議員が館林地区消防組合議会議員に当選されました。

立沢議員、小沢議員、両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

立沢議員、小沢議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、その順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん器で行います。

立会人の黒川議員、山田議員、岩崎議員、立ち会いをお願いします。

〔くじを引く〕

○相場一夫議長 くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに立沢議員、次に小沢議員、以上のとおりです。

ただいまの順序に当選人を決定するくじを行います。

〔くじを引く〕

○相場一夫議長 くじの結果を報告します。

くじの結果、立沢議員が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○相場一夫議長 加藤議員、立沢議員が当選されました。2人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

加藤議員、あいさつをお願いします。

○7番 加藤和久議員 館林地区消防組合議会議員に選ばれました加藤です。よろしく申し上げます。

○相場一夫議長 次に、立沢議員、あいさつをお願いいたします。

○10番 立沢稔夫議員 非常にどきどきした中で、抽せんという形の中で館林地区消防組合の議員に当選をいたしました。大変ありがとうございました。一生懸命頑張ります。

◎追加日程第4 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙

○相場一夫議長 追加日程第4、大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議がありますので、選挙の方法は投票で行います。

これより大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○相場一夫議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に加藤和久議員、小島幸典議員、立沢稔夫議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

〔投票用紙配付〕

○相場一夫議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○相場一夫議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、16番、石井悦雄議員、議長席、15番、相場一夫議長。

以上であります。

○相場一夫議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

加藤議員、小島議員、立沢議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○相場一夫議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 細谷 博之議員 5 票
小沢 泰治議員 4 票
山田 晶子議員 3 票
私、相場 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、細谷議員、小沢議員、山田議員が大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○相場一夫議長 ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました細谷議員、小沢議員、山田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

当選議員からあいさつをお願いします。

まず最初に、細谷議員。

○14番 細谷博之議員 大泉町外二町環境衛生施設組合、この選挙で議員として選ばれました。頑張っていくつもりです。よろしくお願いします。

○相場一夫議長 次に、小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 大泉町外二町環境衛生施設組合議会の議員に当選させていただきました。職責を一生懸命全うしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 次に、山田議員。

○5番 山田晶子議員 ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員を拝命いたしました。頑張ってやります。よろしくお願いいたします。

○相場一夫議長 暫時休憩といたします。

〔午後 2時14分 休憩〕

○相場一夫議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 2時30分 再開〕

◎追加日程第5 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙

○相場一夫議長 追加日程第5、館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。

これより館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○相場一夫議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小倉修議員、横山議員、本間議員、3名を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

〔投票用紙配付〕

○相場一夫議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○相場一夫議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、命によりまして点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、16番、石井悦雄議員、議長席、15番、相場一夫議長。

以上でございます。

○相場一夫議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

小倉議員、横山議員、本間議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○相場一夫議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち

有効投票		14票
無効投票		0票
有効投票中	小沢 泰治議員	9票
	小島 幸典議員	5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、小沢議員、小島議員、お二方が館林邑楽農業共済事務組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○相場一夫議長 ただいま館林邑楽農業共済事務組合議会議員に当選されました小沢議員、小島議員、お二方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

当選議員からあいさつをお願いします。

まず最初に、小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 館林邑楽農業共済事務組合議会の議員に当選させていただきました。館林、邑楽のみならず、群馬県が1つになる方向ですので、一生懸命頑張らせていただきます。よろしくお願いたします。

○相場一夫議長 次に、小島議員。

○9番 小島幸典議員 ただいま館林邑楽農業共済事務組合議会議員に当選させていただきました小島です。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

◎追加日程第6 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○相場一夫議長 追加日程第6、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 異議ありますので、選挙の方法は投票で行います。

これより太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○相場一夫議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に細谷博之議員、石井悦雄議員、田部井健二議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

〔投票用紙配付〕

○相場一夫議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○相場一夫議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。
田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、16番、石井悦雄議員、議長席、15番、相場一夫議長。

以上でございます。

○相場一夫議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

細谷議員、石井議員、田部井議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○相場一夫議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち

有効投票 14票

無効投票		0 票
有効投票中	細谷 博之議員	5 票
	小沢 泰治議員	5 票
	私、相場	4 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、細谷議員、小沢議員、2名の議員が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○相場一夫議長 ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました細谷議員、小沢議員、2名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

細谷議員よりあいさつをお願いします。

○14番 細谷博之議員 ただいまの選挙で太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選させていただきました。頑張りますので、よろしくをお願いします。

○相場一夫議長 次に、小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 ただいまの選挙で太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選させていただきました。一生懸命頑張りますので、よろしくお願いたします。

◎町長のあいさつ

○相場一夫議長 以上で日程は全部終了しました。

町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

○金子正一町長 5月の臨時議会の閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。

昨日、本日と2日間にわたりましてご審議をいただきました。提案をいたしました議案につきましては、原案どおり可決、承認をいただきましてありがとうございました。

議員各位におかれましては、健康に十分注意されまして、ご活躍をご期待申し上げたいと思っております。

結びになりますが、横山英雄前議長には大変お世話になりました。ありがとうございました。改めて御礼を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。

◎閉会の宣告

○相場一夫議長 これをもって平成21年第1回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午後 2時55分 閉会〕